

表

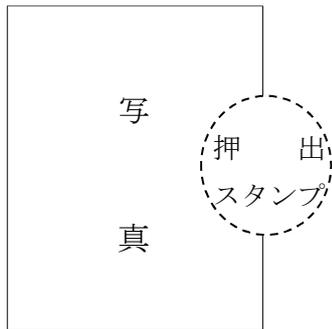
第 号

文化財保護法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の  
施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

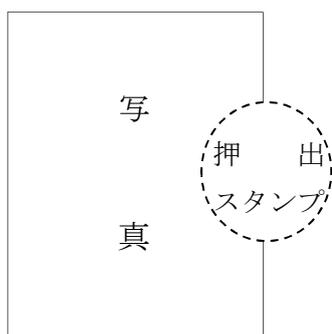
第 号

文化財保護法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要文化財の管理又は修理の施行及び当該重要文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

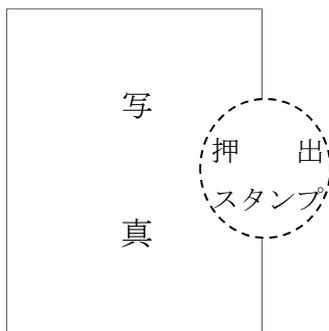
第 号

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第83条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく重要有形民俗文化財の管理又は修理の施行及び当該重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 83 条 重要有形民俗文化財の保護には、第 34 条の 2 から第 36 条まで、第 37 条第 2 項から第 4 項まで、第 42 条、第 46 条及び第 47 条の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

別表第4

表

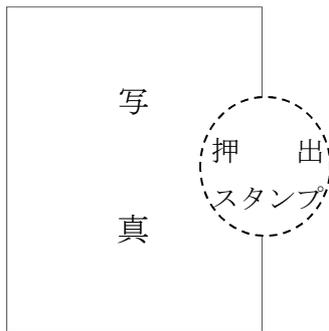
第 号

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第118条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 118 条 管理団体が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項及び第 33 条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第 56 条第 3 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

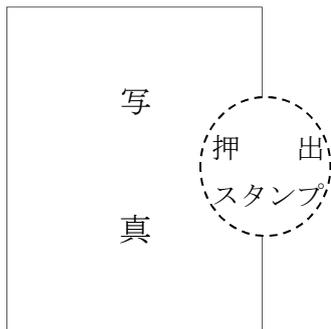
第 号

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第120条において準用する同法第47条第1項又は第2項の規定による委託に基づく史跡名勝天然記念物の管理又は復旧の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

第 47 条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前 2 項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第 39 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

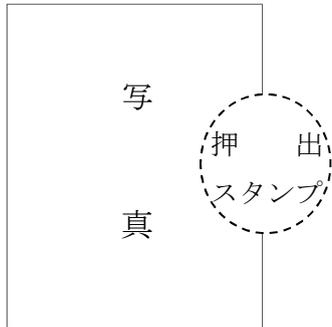
第 号

文化財保護法第98条第3項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

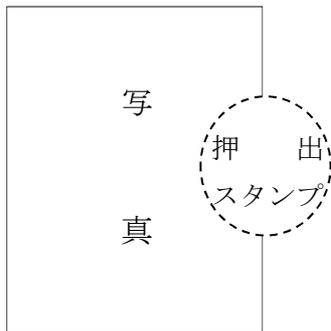
第 号

文化財保護法第123条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官 印

文化財保護法第123条第1項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき文化庁の職員



官職氏名

年 月 日生

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

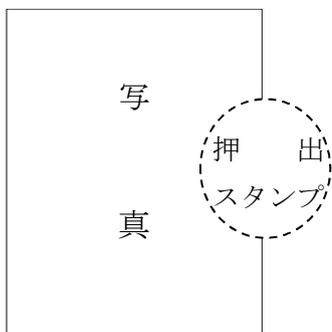
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 38 条第 1 項の規定による国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該国宝の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 38 条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 39 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、毀損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

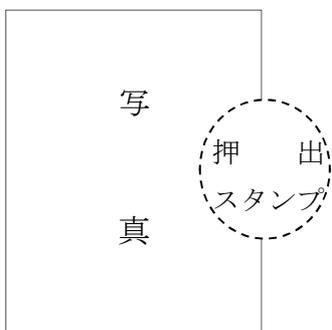
第 号

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合に同法第186条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第186条第1項の規定による委託に基づく同法第98条第1項の規定による発掘の施行及び当該発掘に係る土地の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二 第 98 条第 3 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

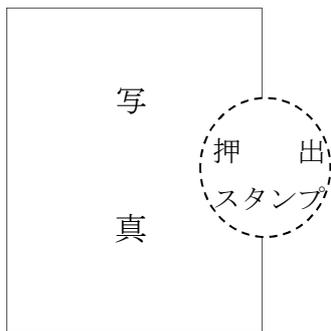
第 号

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づき都道府県の教育委員会が同法第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合に同法第 186 条第 2 項において準用する同法第 39 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

都道府県教育委員会 印

文化財保護法第 186 条第 1 項の規定による委託に基づく同法第 123 条第 1 項の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行及び当該特別史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者



公職氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、「都道府県の教育委員会」及び「都道府県教育委員会」とあるのは「都道府県の知事」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 186 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第 38 条第 1 項又は第 170 条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行及び第 123 条第 1 項又は第 170 条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第 39 条の規定を、第 98 条第 1 項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 3 項で準用する第 39 条の規定を、第 123 条第 1 項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第 2 項で準用する第 39 条の規定を準用する。

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

第 39 条 文化庁長官は、前条第 1 項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第 1 項の規定による修理又は措置の施行には、第 32 条の 2 第 5 項の規定を準用する。

第 198 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

三 第 123 条第 2 項（第 186 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する第 39 条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

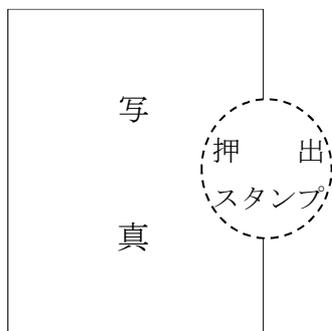
第 号

文化財保護法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 55 条第 1 項の規定による実地調査に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 55 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

- 三 法第 54 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村（法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいい、指定都市等であるものを除く。以下この条及び第 8 条において同じ。）の教育委員会（当該認定市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該認定市町村の長。以下この条において同じ。）が行うこととすることができる事務は、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 一 前条第 3 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事務（同項第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が当該認定市町村の区域内において行われる場合に限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。

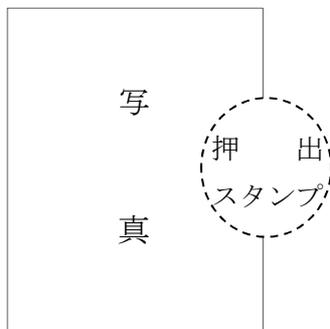
第 号

文化財保護法第 131 条第 3 項において準用する同法第 55 条第 2 項の規定による証票

年 月 日発行

文化庁長官（都道府県又は市町村の教育委員会） 印

文化財保護法第 131 条第 1 項の規定による実地調査及び調査のため必要な措置の施行に当たる者



所属氏名

年 月 日生

記載上の注意 当該都道府県又は市町村が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、「都道府県又は市町村の教育委員会」とあるのは「都道府県の知事又は市町村の長」とすること。

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）抄

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

3 第 1 項の規定により立ち入り、調査する場合には、第 55 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

第 55 条

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合には、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

- 五 第 53 条の 6（第 85 条の 4（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）及び第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 54 条（第 86 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 55 条、第 67 条の 5（第 90 条の 4 及び第 133 条の 4 において準用する場合を含む。）、第 68 条（第 90 条第 3 項及び第 133 条において準用する場合を含む。）、第 76 条の 4（第 89 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 129 条の 5（第 174 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 130 条（第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 131 条又は第 140 条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）抄

第 5 条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条及び次条第 2 項第 1 号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第 2 項第 1 号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第 1 号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

- 二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

第 6 条

2 法第 184 条の 2 第 1 項の規定により認定市町村である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該町村の長。以下この項において同じ。）が行うこととすることができる事務は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務の全部又は一部とする。

- 二 法第 130 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 131 条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからハまでに掲げる現状変更等に係る法第 125 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格 B6 とすること。